

## 組織再編行為（合併、会社分割、株式交換・株式移転）の無効の訴え

提訴期間（会社 828 I ⑦-⑫）	効力を生じた日（会社 750 I ・ 754 I ・ 759 I ・ 764 I ・ 769 I ・ 774 I ・ 814 I ・ 49）から 6 ヶ月以内 * 株主総会決議の取消事由に基づく場合 → 決議後 3 ヶ月以内（会社 831 I）
原告（会社 828 II ⑦-⑫）	各当事会社の株主、取締役、執行役、監査役、清算人、破産管財人、組織再編行為を承認しなかった債権者
被告（会社 834 ⑦-⑫）	各当事会社（組織再編行為後存続するもの）
訴えの管轄（会社 835 I）	被告会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
複数の訴えがあった場合の管轄・移送（会社 835 II III）	複数の地方裁判所に管轄権→先に訴えの提起があった方に管轄権、ただし、他の管轄裁判所への移送あり
担保提供命令（会社 836）	被告の申立てにより原告株主に担保提供命令
弁論・裁判の必要的併合（会社 837）	同一請求を目的とする訴えに係る訴訟が数個同時に継続→弁論・裁判を併合
対世効（会社 838）	請求認容判決→第三者にも効力
遡及効否定（会社 839）	請求認容判決→組織再編行為は将来に向かって効力を失う
原告敗訴の場合の損害賠償責任（会社 846）	原告に悪意・重過失→被告に対して損害賠償責任